

山陽小野田市避難場所開設・運営マニュアル

福祉部社会福祉課

令和6年9月改訂

目 次

第1章 避難場所をめぐる基本的事項	1
1 避難場所運営の基本	1
2 避難場所の種類	1
3 避難場所の開設者	1
4 避難場所の目的	1
5 事前避難のために開設する避難場所	2
6 主な用語の定義	3
7 対象とする避難者	5
8 避難場所の機能	6
9 関係機関の役割	8
第2章 事前対策	9
1 避難場所の指定方針	9
2 避難場所の管理運営体制の整備	10
3 避難場所における通信手段の整備	10
4 避難場所における生活物資等の備蓄・整備	11
5 避難場所としての施設利用	11
第3章 応急対策	15
1 避難場所の開設	15
2 避難場所までの避難方法	18
3 避難場所の開設期間	18
4 避難場所管理責任者の配置と役割	18
5 避難者・避難場所の情報管理	21
6 水・食糧・生活物資の提供	22
7 生活場所の提供	22
8 プライバシーの確保	23
9 健康の確保	23
10 衛生環境の提供	24
11 地域の防災拠点機能	24
12 女性の視点を取り入れた避難場所の運営	25
13 要配慮者対策の実施	25
14 災害関連死等の防止	27

1 5	感染症対策	2 7
1 6	避難場所の統廃合・撤収	2 9
第 4 章	地域住民等自主運営組織による避難場所の運営	3 0
1	避難場所運営委員会の役割	3 0
2	避難場所運営委員会の組織構成	3 0
3	避難場所運営委員会の設置時期	3 1
4	避難場所管理責任者等の出動準備	3 2
5	事前避難のために開設する場合の開設要領	3 2
6	大規模災害発生時の避難場所開設・運営要領	3 4
	・ 初動期	3 4
	・ 展開期	3 6
	・ 安定期	3 8
	・ 撤収期	3 9
7	各活動班の役割	4 0
	(1) 総務班の役割	4 0
	(2) 被災者管理班の役割	4 1
	(3) 情報広報班の役割	4 3
	(4) 施設管理班の役割	4 4
	(5) 食糧・物資班の役割	4 5
	(6) 救護班の役割	4 7
	(7) 衛生班の役割	4 8
	(8) ボランティア班の役割	5 1

第1章 避難場所をめぐる基本的事項

1 避難場所運営の基本

避難場所は、原則として、行政・施設管理者・避難者（市民）の三者が「自助」「共助」の共通理念のもとに協力して開設運営するもので、お互いに助け合って集団生活を送ることが基本となります。とりわけ大規模災害時に際しては、行政の対応にも限界がありますので、市民の協働の精神が重要となります。

2 避難場所の種類

災害対策基本法では、市があらかじめその目的に応じて指定する「指定緊急避難場所」と「指定避難所」があります。

3 避難場所の開設者

指定緊急避難場所および指定避難所は、市長が開設し、運営・管理します。ただし、災害救助法適用時においては、市長が知事の委任を受けて行うことになります。

4 避難場所の目的

避難場所は、津波や洪水などの危険が切迫した状態において、生命の安全確保を目的に緊急に避難する場所です。避難所は、発災後に自宅などを失った人、自宅等に帰れない人が一時的に一定期間避難生活を送る場所となります。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所は、災害の危険が切迫した場合に住民等が緊急的かつ一時的に避難する場所又は施設です。高潮、洪水、土砂、地震、津波等の災害に対して安全が確保される場所又は施設で、災害用途別に指定しています。従って、災害の種類によっては避難に利用できない施設があります。

本市では、67箇所を指定緊急避難場所として設置しています。うち3箇所は、避難が長期化した場合に仮設テント等を設置する広域避難所に指定しています。

なお、市が避難指示を発令した場合に市民は親戚や知人宅等の安全な場所に避難する必要がありますが、確実に安全な場所に居住されている人は避難する必要はありません。また、指定緊急避難場所は、親戚や知人宅等の安全な場所に避難できない人が避難する場所であり、避難が必要な市民全てが避難する場所ではありません。

(2) 指定避難所

指定避難所は、自宅等を失うなどの理由により、家に帰ることができない被災者等が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保できる施設です。

本市では、小中学校、地域交流センター、体育館等、32施設を指定しています。

～参考～

○災害対策基本法 抜粋

(指定緊急避難場所の指定)

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

(指定避難所の指定)

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所(避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。))を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民(以下「被災住民」という。))その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。)の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第49条の8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

5 事前避難のために開設する避難場所

災害の状況によっては、事前避難に備え避難場所を開設するため、次の基準により、あらかじめ指定緊急避難場所の中から開設する避難場所を指定しています。

① 一次避難場所

事前避難に備えて開設する施設で、地域の拠点となる施設。ただし、災害種別によっては、開設をしない場合があります。

② 二次避難場所

災害の状況により、一次避難場所だけでは対応が困難な場合に生活が困難な高齢者、障がい者、乳児、その他援助者が避難する場所として開設する。さらに、障害や介護の度合いが高い人は福祉避難所へと移動します。

③ 広域避難場所

地震等による大規模災害が発生した場合、身を守り安全を確保する場所

※このマニュアルで使用している「避難場所」という用語は、災害発生時の応急・復旧状況により、開設が長期化する場合は「避難所」と読み替えます。

6 主な用語の定義

(1) 避難指示

災害の発生、又はそのおそれがある場合に、災害対策基本法等に基づき市長などが住民に対し避難を呼びかけるものです。

① 避難指示

災害の危険が目前に切迫し、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合、又は人的被害の発生した場合等で、直ちに避難を開始し、又は避難のための立退く行動を起こすとともに、避難のための時間的な余裕がない場合は、屋内での退避等、生命を守るための最低限の行動を求めるもの。

② 高齢者等避難

避難に時間を要する高齢者等に対して、「災害が発生するおそれがある状況」や「災害リスクのある区域の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況」において、市長から必要な地域の住民などに対して発令する情報です。

③ 緊急安全確保

「災害が発生又は切迫している状況」や「居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況」において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動ではなく、ただちに安全を確保する行動（高所避難・近傍の堅固な建物への退避等）を市長が特に促したい場合に「必要と認める地域」の「必要と認める居住者等」に対して発令する情報です。

～参考～

○災害対策基本法

(市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると

認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。

（２）警戒区域

市長は、災害対策基本法第63条の規定に基づき、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき、「警戒区域」を設定し、住民に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができます。

（３）要配慮者と避難行動要支援者

① 要配慮者

介助が必要な高齢者や障がい者、傷病人、乳幼児、妊産婦、日本語が理解できない外国人、その他避難場所の共同生活において、特別な配慮が必要な者をいいます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の規定に基づき、国や地方公共団体等は、障がいのある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合は、負担になりすぎない範囲で社会的障壁を取り除くための「合理的配慮」を行う義務があります。

② 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが著しく困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者をいい、その範囲は「山陽小野田市地域防災計画」第4節第2項に示されています。

※ 「要配慮者」とは災害対策基本法（第8条第2項第15号）にて高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者と定義されています。

7 対象とする避難者

(1) 災害救助法における避難所受け入れの対象者

災害救助法における避難所受け入れの対象者は次のとおりです。ただし、大規模災害の発生直後は、各要件を満たしているか否かの客観的判断は難しく、厳密に区別することは現実的ではないことから、避難が必要な状況であって受け入れを求める者がいれば、対応することを基本とします。

① 災害によって現に被害を受けた者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者。

住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

イ 現に被害を受けた者。

自己の住家に直接の被害はないが、現実には災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者。例えば、ホテル・旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客、通行人等。

② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

ア 避難指示が発令された区域の住人等

イ 避難指示は発令されていないが、緊急に避難する必要のある者

(2) 自主避難者

台風接近時等において、避難指示等は発令されていないが自主的に避難する者。

(3) 帰宅困難者

交通機関の不通により、帰宅が困難になった者。帰宅困難者が駅等に滞留した場合は、緊急避難的に保護します。ただし、原則として、帰宅困難者への対応は、通勤・通学・来訪等の目的地である事業者等が責任を持って行うべきであることに留意します。

(4) 在宅被災者等

避難所を拠点として実施される救援対策の対象には、避難所に入れない者、自宅の被害はまぬがれたもののライフラインの停止等により生活できない者等の在宅被災者。このほか、余震・二次被害のおそれや情報不足により不安を覚える住民等を含みます。

避難所は、避難者だけでなく、地域の在宅被災者等への支援の拠点施設となります。「避難所に居なければ損をする。」ということにならないよう体制を整える

とともに、在宅被災者等の方に対しても避難所運営に参加するよう呼びかけます。

(5) 被災地外（市外域又は県外域）避難者

被災地外に避難している被災者に対しても、市は県及び受け入れ先自治体と連携して、家族の安否や連絡先等の情報提供ほか必要な支援を行います。

8 避難場所の機能

避難場所は、災害の直前・直後において、住民の生命・身体の安全を確保する避難施設として、さらにその後は一時的に生活する施設として重要な役割を果たします。特に、要配慮者については、急激な生活環境の変化により健康を損なう恐れが高いことから、支援に当たっては十分な配慮が必要です。

また、避難者一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーの確保を図るとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に立って十分な配慮に努めることが必要です。

(1) 避難場所で提供する生活支援の主な内容

① 安全の確保

地震発生直後の余震や風水害による家屋の倒壊、河川の決壊のおそれがある場合等、災害発生の直前又は直後において、安全な施設に、迅速・確実に避難者を受け入れ、避難者の生命・身体の安全を守る機能。第一に優先されるべき機能です。

② 水・食糧・生活物資の提供

避難者に対し、飲料水や食糧の供給、日用品・被服・寝具の提供等を行う機能。原則として、ライフラインの復旧、流通経路の回復等に伴い必要性が減少します。

③ 生活場所の提供

家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって、就寝や起居の場を提供する機能。季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯、入浴・シャワー等のための設備のほか、プライバシーへの配慮等、生活環境の改善が必要となります。

④ 健康の確保

避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する機能。初期の緊急医療、巡回健康相談等のほか、避難の長期化に伴い心のケアが重要となります。

⑤ トイレなどの衛生的環境の提供

避難者が生活を送る上で必要となるトイレ、ごみ処理、防疫対策等、衛生的な生活環境を維持する機能。避難場所での生活が続く限り継続して必要となります。

⑥ 情報提供・収集・発信

避難者に対し、災害情報や安否情報、復興支援情報等を提供するとともに、避難者同士が安否の確認や情報交換を行う機能。また、避難者の安否や被災状況、要望等に関する情報を収集し、市災害対策本部等へ発信する機能。時間の経過とともに、必要とされる情報の内容は変化することに留意する必要があります。

⑦ コミュニティの維持・形成

避難している住民同士が、互いに励まし合い、助け合いながら生活することができるよう従前のコミュニティを維持し、新たに避難者同士のコミュニティを形成する機能。避難の長期化とともに重要性が高まります。

(2) 機能を維持するための留意点

① 災害発生直後の混乱時においては、運営管理体制が整わず、避難場所の機能を完全に発揮することが困難な場合が生じることから、時間の経過に応じて優先されるべき機能について重点化を図ることが必要です。

② 避難場所運営の初期においては、第一に安全の確保、次いで緊急医療による健康の確保、水・食糧の提供、そして情報の提供・収集・発信が最優先されるべき機能となります。その後、避難場所運営が安定するにつれて、この他の機能の必要性が増します。ライフラインの復旧や避難者の住居確保が進むにつれて、各機能の必要性は減少し、撤収することになります。

③ 大規模災害時の避難場所運営においては、避難者が単にサービスの受け手ではなく、要配慮者等を支えながら、お互いに助け合い、避難場所を自主的に運営することによって初めて避難場所として機能するという理解を深めていただくことが重要となります。

④ 避難場所で提供する生活支援のうち、水・食糧・生活物資の提供、健康の確保、トイレなどの衛生的環境の提供、情報の提供・収集・発信については、避難場所に入所している避難者だけでなく、在宅の被災者についても、必要に応じて公平にサービスが受けられるようにすることが必要です。

- ⑤ 避難場所生活が長期化する場合には、避難場所での各サービスが単に仮住まいの場を提供するという機能だけではなく、生活再建・復興への支援として機能するよう留意する必要があります。

(3) 災害関連死の防止

- ① 災害関連死は、被災や避難場所生活等の間接的な原因による死亡をいいます。避難場所生活が長期化するに連れて、高齢者を中心として災害関連死の危険性が高まりますので、避難場所運営においても、できるだけ早期の段階から防止対策に取り組む必要があります。
- ② 間接的な原因としては、具体的には、悲惨な災害を目の当たりにした心的なダメージ、慣れない避難場所生活における精神的なストレス、過酷な作業による肉体的な疲労、栄養不足や偏った食事による体力の低下、薬の喪失による持病の悪化、暖房・冷房のない過酷な生活環境等が考えられます。これらの間接的な原因により、心不全・心筋梗塞、肺炎などを引き起こし死に至ることとなります。
- ③ この外、車中泊の連続や窮屈な姿勢を続けることで発症するエコノミー症候群にも注意が必要です。また、介助が必要な高齢者や障がい者は、トイレの絶対数が不足するため、人の手を借りることを遠慮したり、和式トイレを敬遠したりして、水や食事量を減らす傾向があり、体力や免疫力が低下し、持病が悪化するケースがありますので、注意が必要です。

9 関係機関の役割

(1) 国

地方公共団体等が処理する事務又は業務の実施推進とその総合調整及び経費の負担とその適正化を図ります。

(2) 県

被災者支援対策を実施する市町を、総合的・広域的観点から支援します。

(3) 市

避難場所・避難所を開設・運営管理し、避難者を支援するほか、避難場所等を拠点とする被災者支援対策を行います。

(4) 避難場所管理責任者・担当者

市の避難場所管理の現場責任と、避難場所と市災害対策本部等との間の連絡調整等の役割を担います。市長が市職員の中から指定します。なお、以下において避難場所管理責任者と表示する場合は、避難場所担当者を含むものとします。

(5) 避難場所の施設管理者

施設が被害を受けた場合の早期復旧と、市が行う避難場所の開設・運営管理、避難者が行う避難場所の自主的運営への協力を行います。

(6) 避難者

避難場所の自主的運営が円滑に行われるよう、ルールを守り、お互いに助け合いながら避難場所の運営に協力・参加します。

(7) 避難場所運営委員会

避難場所管理責任者、施設管理者、自治会や自主防災組織等の地域住民の代表者により構成し、避難場所運営に関する様々な活動を行います。

(8) 地域住民

避難場所の運営を支援するとともに、避難場所を拠点とする支援対策に主体的に参画します。

(9) 防災士

避難場所の円滑な運営のため市及び地域住民と連携、協力するとともに、防災上の対策の支援を行います。

(10) 健康管理チーム

保健福祉専門職が災害発生の際、避難場所で災害対策活動（避難者の健康管理等）を行います。

第2章 事前対策

1 指定避難所の指定方針

避難所として指定する施設は、災害対策基本法第49条の7に規定する政令で定める基準に基づくものとします。

- (1) 避難所として指定する施設は、耐震、耐火、鉄筋構造を備えた施設で、原則、学校、地域交流センター等の公共施設とします。また、地形・地理的条件等を考慮して、災害の種類ごとに対応できる避難所を指定します。
- (2) ただし、地域内に公共施設がなく、避難所を確保することが困難な場合は、避難所としての機能を確保できることを要件として、自治会や民間の施設を避難所として指定することができるものとします。

2 指定避難場所の管理運営体制の整備

災害発生直後の混乱状態の中で避難場所を円滑に開設・運営管理するために、避難場所の運営管理体制を事前に整備します。なお、指定避難所として運営する場合は、指定避難所と読み替えます。

- (1) 避難場所ごとに、避難場所管理責任者をあらかじめ正副2名以上を指名します。また、補助要員としての担当者を地区ごとに区分し指名します。なお、広域避難場所には、避難場所管理責任者を常設せず、必要に応じて職員を派遣することとします。
- (2) 災害発生時には、開設する各避難場所に避難場所管理責任者を派遣します。
- (3) 避難場所管理責任者・担当者がその役割を十分に認識し、避難場所運営を円滑に行うことができるよう毎年度説明会を開催します。また、避難場所管理責任者に指名された職員は、毎年度担当の避難場所を訪問し、鍵の所在・開け方、セキュリティの解除等について施設管理者と確認を行います。
- (4) 大規模災害時等、避難場所の開設が長期化する場合は、避難場所管理責任者を地区ごとのグループに分け、また補充要員を別途確保し、交代で避難場所の管理運営の任務に就くこととします。

3 避難場所における通信手段の整備

避難場所における市災害対策本部等との通信手段の確保は、極めて重要な取組となります。各避難場所には次のとおり整備しています。なお、市災害対策本部等への報告等にあたっては、文書で行うことを基本とします。

(1) 避難場所運営用

① IP 無線

総務課危機管理室に配備していますので、開設時に持っていきます。

② 防災用携帯電話

避難場所15か所に各1台配備しています。

③ ファックス

(2) 避難者用

① 特設公衆電話

特設公衆電話は、災害発生時等の通信手段の確保のために、優先順位1位の避難場所に回線を構築しているもので、災害発生時には、被災者等が無料で使用することができます。電話機及び電話機を接続するBOXの鍵は事前に必要な避難場所に社会福祉課が配付しています。

② 災害用伝言ダイヤル「171」

N T T 西日本が大規模災害発生時に、被災地方やその他の地域の方を結ぶ「声の伝言板」として提供するサービスで、被災者が録音した安否情報等を他の地域の方が聞くことができます。

4 避難場所における生活物資等の備蓄・整備

(1) 避難場所の生活物資等の備蓄・整備状況は、別表のとおりとなっています。食糧は、災害直後のニーズを考慮し、水と非常食を備蓄しています。なお、住民に対しては、平素からの備えとして、数日分の食糧を確保するよう広報し、避難する際は、携行するようお願いいたします。

(2) 備蓄した物資等は、随時、賞味期限等を確認し、更新する必要があります。また、避難場所に備え付けの備品等については、定期的に使用可能かどうか確認を行う必要があります。

5 避難場所としての施設利用

避難場所運営を円滑に行うために、避難場所運営用、救援活動用、避難生活用等のために必要なスペースを施設の内外に確保します。

施設の利用例を次表に示しますが、小規模施設又は小規模災害時においては、必ずしもこれら全てのスペースを確保する必要はなく、兼用したり、最寄りの避難場所との間で相互に補完したりすることも考慮します。

なお、学校施設が避難場所となっている場合は、学校の再開を考慮しながら、教室、保健室、事務室等の利用を行います。

<避難場所施設の利用例>

区 分		設 置 場 所 等
① 避 難 場 所 運 営 用	避難者の受付窓口	・正面玄関近くにテーブル、椅子等を配置する。
	避難場所本部室	・正面玄関近くに、受付とともに設ける。 ・部屋が確保できない場合は、長机等で囲って事務スペースを設け、重要品等は別室で保管する。
	広報場所	・正面玄関近くに、受付とともに設ける。 ・避難者や在宅被災者に市災害対策本部等からの情報を伝えるための「広報掲示版」と避難場所運営用の「伝言板」を分けて壁面等を利用して設置する。
	会議場所	・本部室や談話室等に、避難場所運営組織等のミーティングが行える場所を確保する。
	仮眠所 (避難場所運営者用)	・本部室や仮設テント等に、スタッフ用の仮眠所を確保する。
② 救 援 活 動 用	救護室	・負傷をした人や体調が悪い人に対して応急の医療活動ができるスペースを確保する。 ・可能であれば施設の医務室等を利用する。
	育児室	・就寝場所から離れた場所に確保する。 ・乳児の泣き声などによる保護者の心理的なストレスを和らげるとともに避難者の安眠に配慮する。
	食糧・物資の保管室	・救援物資等を収納し管理する場所を確保する。 ・食糧は、直射日光の当たらない冷暗所に保管する。
	物資等の配付場所	・物資や食糧を配付する場所を設ける。天候に左右されないよう、屋根のある広い場所を確保するか、又は屋外にテントを張ることが考えられる。
	特設公衆電話の 設置場所	・当初は、屋根のある屋外など、在宅被災者も利用できる場所に設置する。

③ 避難生活用	就寝場所	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り、出入口等の人の動きがある場所から離れた、静穏を確保できる場所に確保する。 ・避難者の就寝スペースは、可能な限り幅員1 m以上の通路(車いすで通行可能な幅員)に接するように配慮する。
	更衣室(兼授乳場所)	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも女性用更衣室は、授乳場所も兼ねるため、速やかに個室を確保する(又は仕切りを設ける。)
	福祉避難室	<ul style="list-style-type: none"> ・日当たりや換気がよく、静穏が保てる場所で、トイレや救護室に近い部屋を確保する。
	相談室	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のプライバシーを確保できる場所(個室)に設ける。
	談話室	<ul style="list-style-type: none"> ・共用の多目的スペースとして設ける。 ・当初はイス、テレビ等を置いたコーナーを設けることで代用してもよい。 ・消灯後も利用できるものとし、居住スペースからは離れた場所とする。
	調理場 (電気調理器具用)	<ul style="list-style-type: none"> ・電力が復旧した後に、湯沸かしポット、オーブントースター等を設置するコーナーを設ける。 ・電気容量に注意が必要。
	遊び場・学習場所	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間は子どもたちの遊び場として、夜間は学習場所として使用する。 ・就寝場所からは少し離れた場所に設置する。
④ 屋外	仮設トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、屋外に男女別に分けて設置する。 ・設置場所は、就寝場所に臭いが届かない、し尿収集車が進入しやすい、高齢者等が行きやすい、夜間の照明が確保できる等の条件を考慮し決定する。

ゴミ集積場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、屋外で、ゴミ収集車が進入しやすい場所に設置する。また、分別収集に対応できるスペースを確保する。 ・就寝場所に臭いが届かない場所が望ましい。
喫煙場所	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、屋外で、避難場所内に副流煙が流れ込まない場所とする。
物資等の搬入場所	<ul style="list-style-type: none"> ・トラック等の車両が進入しやすい場所に設ける。 ・物資等の配付場所に近いスペースが望ましい。
炊事・炊き出し場	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生状態が安定した後に、避難者が自ら炊事、炊き出しができる仮設設備を屋外に設置する。
仮設風呂・シャワー、洗濯・物干場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として屋外で、排水の確保ができる場所とする。 ・個人のプライバシーが確保できる場所が望ましい。
駐車・駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、自動車・自動二輪車・自転車の乗り入れは禁止する。ただし、他の用途に支障がない場合に限定して、応急的に一時的な使用を認めることができるものとする。
ペット飼育場所	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、屋外にスペースを設け、飼育する。 ・できるだけ就寝場所から離れた場所が望ましい。

第3章 応急対策

1 避難場所の開設

(1) 開設の決定

原則として、市長が避難場所開設の要否を判断し、災害種別ごとの危険性に十分に配慮した上で安全が確保できる避難場所の開設を決定します。

市長は避難場所の開設を決定した場合は、あらかじめ避難場所管理責任者として指定した職員又は施設管理者に対して開設を指示します。

(2) 開設の実施者

- ① 避難場所は、原則として市長の指示を受けた避難場所管理責任者が出動し、開設を行うものとします。
- ② 避難場所施設の開館時間内に開設する場合で、施設管理者による対応が可能な場合は、施設管理者に開設を指示（要請）します。この場合、速やかに避難場所管理責任者を派遣し、引き継いで開設を行います。
- ③ 避難施設の開館時間外に突発的な大規模災害が発生したときは、避難場所管理責任者を直ちに派遣します。
- ④ 各避難場所の開設に必要な鍵は、原則として社会福祉課が保有し、管理を行うものとします。

(3) 開設の時期

① 大地震等の大規模災害発生時

大規模災害の発生により、大量の避難者が見込まれる場合は、市災害対策本部の指示に基づき、直ちに避難場所等を開設します。

② 台風接近時

ア 台風の接近が予想される場合は、市災害警戒本部の指示に基づき、自主避難者への対応のため、最接近時の約6時間から24時間前に必要に応じて避難場所を開設します。

イ 台風の直撃が免れない場合は、直撃予想時間の約3時間以上前に、原則として中学校区につき1か所避難場所を開設します。また、避難者の状況に応じて随時避難場所を追加開設します。

ウ 台風接近等により住民の自主避難が見込まれる場合は、避難時の安全の確保のため日没前のできるだけ早い時間帯に避難場所を開設するよう努めます。なお、避難場所開設前に自主避難があった場合は、施設管理者等に応急的に開設を要請するとともに、速やかに避難場所管理責任者を派遣します。

エ 避難場所を開設した場合は、住民に対して緊急速報メールや公式 LINE、防災メール・防災ラジオ等を活用して事前広報により周知します。

(4) 地域の協力体制

避難場所の開設は、原則として、避難場所管理責任者又は施設管理者が行うものとしますが、大規模災害が発生した場合は、交通が遮断され、避難場所管理責任者又は施設管理者が開設することが困難な状況も想定されることから、このような場合に備えて、地元自治会等による避難場所開設の協力体制を整備するものとします。

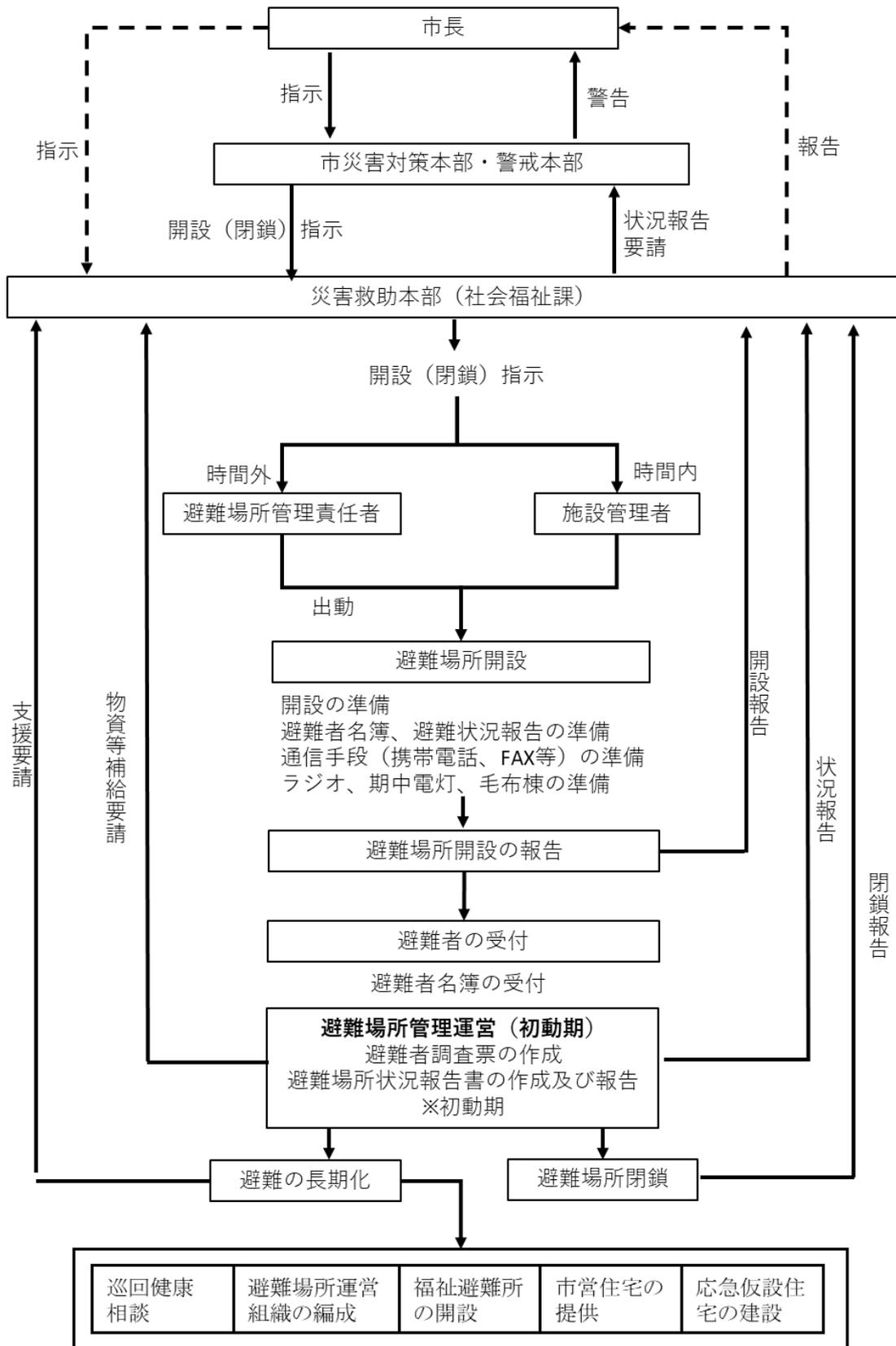
具体的には、あらかじめ協力が得られた自治会等と緊急時の避難場所開設に関する協定を締結し、避難場所の鍵の預託を行うものとします。鍵の預託にあたっては、避難場所施設等のセキュリティを確保するため、鍵を封筒に封緘し、緊急時にのみ封を開けて使用する要領とします。

(5) 避難場所施設の安全確認

- ① 避難場所の開設に当たっては、避難者の安全を確保するため、事前に避難場所施設被害状況チェックシート（資料 6）を活用し、避難場所施設の安全性を確認した上で開設します。従って、避難場所施設の安全が確認されるまでは、避難者の施設内への立入りを禁止し、施設外の安全な場所で待機させます。
- ② 施設の安全性の確認は、地震被災建築物応急危険度判定士又は建築士が行うことが望ましいですが、緊急を要し、これら有資格者による判定が困難な場合は、避難場所管理責任者、施設管理者等の 2 人以上が目視による点検を実施し、施設の使用が可能かどうかを応急的に判断します。なお、建物の外観を一見して避難場所として使用できないと判断できる場合は、直ちに使用を中止し、立入り禁止の措置を講じるとともに、市災害対策本部に連絡します。また、少しでも判断に迷う場合は、市災害対策本部に状況を報告し、判断を仰ぎます。
- ③ 施設の安全性は、確認時点での建物の安全性だけでなく、余震、火災、土砂災害等の二次災害のおそれがないかという視点を持って確認することも必要です。
- ④ 施設の安全性について、応急的に判断した場合でも、できるだけ早急に有資格者による点検を実施するよう努めます。

(6) 避難場所の開設及び管理運営（初動期）の手順は、概ね次のとおりとします。

避難場所開設・管理運営（初動期）の対応手順 (← --- は災害対策本部設置前)



2 避難場所までの避難方法

- (1) 被災者の避難の方法は、原則として徒歩とし、車両、自動二輪車等による避難を禁止します（災害時要援護者を除く。）。避難場所の駐車スペースが限られていることから、特に大規模災害の発生時には、避難場所運営に支障が生じないように車両の乗り入れを迅速に規制する必要があります。
- (2) 避難者の移動経路と物資の輸送車両の進入経路については、駐停車禁止とし、速やかに確保することが必要です。

3 避難場所の開設期間

- (1) 一般的には災害救助法に定める日数（7日間）が基本であり、できる限り短期間で閉鎖することが前提となります。ただし、大規模災害時には、被害状況やライフラインの復旧状況、仮設住宅の建設状況等に応じて、開設期間の延長に柔軟に対応します。なお、7日間を超えて開設期間を延長する場合は、県と協議する必要があります。なお、県は内閣総理大臣と協議して同意を得ることとなります。
- (2) 避難場所開設期間が長期化する場合は、統廃合により避難所への集約を進めます。この場合、可能な限り学校以外の公共施設に集約することを原則とします。
- (3) ライフラインの復旧等、避難者が帰宅できる環境が整ってきた場合は、避難場所の縮小、閉鎖を検討します。また、避難場所の閉鎖する時期についてあらかじめ情報を周知し、避難者が自主的に退所するよう促します。

4 避難場所管理責任者の配置と役割

(1) 避難場所管理責任者の配置

- ① 原則として避難場所を開設するときは、直ちに避難場所管理責任者2名以上を派遣し、各避難場所の開設及び運営管理を行います。大規模災害発生当初には、避難場所に派遣する職員を確保できない場合もあるため、施設管理者や地元自治会代表者の協力を得て初動期の迅速な対応を図ります。
- ② 初動期の対応にあっては、当面24時間体制が必要な場合は、必ず避難場所管理責任者の交代要員を確保します。交代要員は、あらかじめ避難場所担当者として指定した職員の中から順次割当てます。

- ③ 開設当初は避難者を組織化することは困難ですが、避難者から有志の協力者を募り、業務を手分けすることで、組織化のきっかけとしていくことが効果的です。その後は、避難場所運営委員会による自主的運営が行われるよう働きかけを行います。

(2) 避難場所管理責任者の役割

① 避難場所運営における避難場所管理責任者の役割

避難場所管理責任者は、避難場所運営の時期に応じて主に次の表に掲げる役割を担います。なお、避難場所担当者として指定を受けた職員も交代要員として同じ役割を担います。

《避難場所管理責任者の時期に応じた主な役割》

	開設時	～3日	～1週間	～2週間	～3か月
①避難者の安全・安心の確保	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所の開設事務 避難場所及び避難場所周辺の被害状況把握 避難者への呼びかけ（人心の安定を図る） 	<ul style="list-style-type: none"> 市災害対策本部からの情報提供（被害状況、対策方針、実施状況、ライフライン復旧等の見込み等） 衛生環境の維持（関係機関と連携して） 健康対策（関係機関と連携して） 			
②要配慮者を優先しつつ、公平な対応	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の全ての受入れ 要配慮者へ優先的に避難場所割当て 全ての人への適正な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 物資の提供（要配慮者を優先する） 要配慮者の福祉避難所への移送 	<ul style="list-style-type: none"> 避難場所内外へ公平な物資等の提供 		
③避難者の情報管理・連絡調整・避難場所運営	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の個人情報管理（避難者名簿の作成） 在宅被災者の個人情報管理 避難者ニーズの把握と伝達（継続） 市災害対策本部、施設管理者、他機関との調整（継続） マスコミ対応（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺避難場所との物資等の過不足調整（継続） ボランティア受入れ等に関する調整（継続） 避難場所内トラブル等への対応（継続） 避難場所運営委員会の設置（避難者の組織化） 避難場所運営委員会の運営（継続） 	<ul style="list-style-type: none"> 避難スペース統廃合に関する調整 避難場所の閉鎖に向けた準備 		

② 避難場所管理責任者・担当者の事前準備

避難場所管理責任者又は担当者の指定を受けた市職員は、速やかに事前準備を完了するものとします。事前準備は次の要領で行います。

ア 避難場所開設までの手順を確認する。

(機械警備の解除、玄関・事務室・体育館等の開錠要領など)

イ 担当避難場所に特有の留意事項について確認する。

ウ GISやゼンリン地図等を利用して避難場所所在地、周辺の状況、及び避難場所までの道順を確認する。

エ 担当避難場所に出向き、避難場所開設までの手順を実地にて確認する。

オ 避難場所施設及び備付け備品を確認する。

カ 自宅から出発し、担当避難場所を開設するまでの所要時間を確認する。

(3) 避難者の優先

大規模かつ広域的な災害により避難者が大量に発生し、全員の避難場所への収容が困難な場合は、乳幼児・幼児とその保護者、妊産婦、傷病者、高齢者、障がい者等、特別の配慮を要する者を優先的に入所させるものとします。

(4) 避難者の振り分け

① 多くの避難者が避難してくる場合、様々な状況の方々が存在するので、避難者同士のトラブルを回避するためにも早期の振り分けが重要となります。

② 避難者の居住スペースの振り分けは、原則居住地域単位で行います。避難場所生活が長期化した場合は、コミュニティの確立が避難場所運営の観点から重要となってくることを踏まえ、初期の段階で地域毎に避難者をまとめておきます。

③ 乳幼児、高齢者等を有する家族については、可能な限り同じ境遇の家族同士が一緒になるように振り分け、不安の解消に努めます。

④ 避難場所に和室等がある場合は、優先的に要配慮者への割り振りを行います。また、高齢等により階段の上り下りが困難な場合は、優先的に1階の部屋への振り分けを行います。

⑤ 大規模災害時には、区域外の帰宅困難者等が避難してくることも十分あり得ますので、一時的避難者用の部屋の確保も検討します。

(5) 帰宅可能な避難者の退出の促進

避難場所運営が落ち着いてきた場合は、被災状況、ライフラインの回復状況、避難者の体調、家族の状況等、避難者の個別の事情を確認しながら、帰宅が可能かどうか検討し、帰宅に支障がないと判断される場合は、退出を促す必要があります。

5 避難者・避難場所の情報管理

(1) 避難者の情報管理

避難者の情報は、迅速な把握に努め、避難場所管理責任者が管理します。避難者情報の聴取の際は、避難場所運営のリーダーとなれる人材の情報や、医師、看護師等の医療関係者の情報などは、その後の避難場所運営に有用なので当初から併せて把握に努めます。

(2) 情報収集と伝達

災害発生後から時間経過に伴って、必要とする情報が変化するため、適時適切な情報収集・伝達に留意します。

《時系列の必要情報の例》

時系列	収集する避難場所の情報	避難場所に伝達する情報
災害発生直後	<ul style="list-style-type: none">避難場所の開設状況避難者数要配慮者の情報	<ul style="list-style-type: none">避難場所の開設指示避難場所開設情報災害情報
時間の経過 ↓ ↓ ↓ ↓	<ul style="list-style-type: none">要給食者数安否確認情報	<ul style="list-style-type: none">救援対策の実施方針と実施内容ライフライン等の復旧目処
	<ul style="list-style-type: none">各避難者のニーズ避難者の被災状況避難者の生活再建、住まいの確保見込み	<ul style="list-style-type: none">救援対策の実施内容生活再建支援策、住まいの確保対策の実施方針・実施内容

(3) 市災害対策本部と避難場所間の情報伝達

市災害対策本部と各避難場所間の情報伝達手段として、無線機、防災用スマートフォン及びファックスを各避難場所に配備しており、有効に活用し、情報伝達に遺漏のないよう努めます。

6 水・食糧・生活物資の提供

- (1) 災害発生直後は、市の備蓄等により対応することを基本とします。ただし、避難場所開設期間の長期化に対応し、市災害対策本部は可能な限り早期に、県、関係機関と協力して、必要な食糧・物資等を調達し、提供します。
- (2) 大規模災害時にあっては、交通網の寸断等により、食糧・生活物資等の提供を迅速に又は十分に行うことができないおそれがあることを踏まえ、住民対応を行います。また、避難場所のニーズは時間の経過とともに変化することについて、配慮する必要があります。
- (3) 水・食糧・生活物資は、避難者であるか否かに関わらず、必要とする被災者に対して区別なく提供します。従って、避難者数だけでなく、できるだけ在宅被災者等を含めた必要数を把握し確保に努めます。
- (4) 水・食糧・生活物資等の提供サービスは、ライフラインの復旧や地域の流通回復に伴って終了します。

7 生活場所の提供

避難場所生活の時間が経過するにつれて、避難場所は身体・生命の保護から、生活場所としての性格が強まり始めることから、生活環境を改善し、最低限の居住環境の維持に努めます。

《避難生活が長期化するにつれて必要な対応例》

- ・居住スペースの配分（居住地域単位で振り分け、配慮者等がいる世帯は別の部屋やスペースに振り分け）
- ・仮設風呂、シャワーの設置 ～給排水に注意
- ・洗濯施設の設置（洗濯機・乾燥機・物干場の確保） ～給排水に注意
- ・女性専用の化粧スペース、物干場等の確保
- ・生活機器等の設置（掃除機、冷蔵庫・炊事設備、冷暖房設備等）
- ・心身のリフレッシュと交流の場の提供（テレビ・ラジオの確保、イベントの開催、交流スペース・子どもの遊び場・喫煙場所の確保等）
- ・子どもの学習スペース
- ・携帯電話の充電ができるコンセント口数の確保

8 プライバシーの確保

- (1) 避難生活の長期化に伴い、避難場所においてプライバシーの確保ができないことが避難者への大きなストレスとなるため、できる限り個人のプライバシーの確保に配慮します。
- (2) 体育館等のような広い避難スペースにおいては、パーテーションやパネルの設置のほか、空き机や段ボール箱等を活用して、プライバシーに配慮した空間の確保に努めます。
- (3) 授乳場所を兼ねた女性用更衣室は、速やかに個室を確保する必要があります。

9 健康の確保

- (1) 負傷者や急病者は、医療救護所（市保健センター）等に緊急搬送する必要がありますが、大規模災害が発生した直後は、救急搬送が困難となる事態が想定されます。従って、速やかに避難場所内に救護室を設置し、可能な限りの対応を行います。市災害対策本部は、状況に応じて医師、看護師、保健師等からなる巡回救護班を設置し、各避難場所に巡回派遣し、医療の提供や健康確保に努めます。
- (2) 初期の緊急医療が落ち着いた段階に至った場合は、生活不活発病やエコノミー症候群など環境の急変等から生じる避難者の健康不安や体調の変化を早期に発見し予防するとともに、心的外傷後ストレス障害や急性ストレス障害といった心の病気へのケアを行うため、また、食事制限のある人や乳幼児、妊産婦、授乳婦、高齢者等に対する適切な食指導を行うため、保健師や管理栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施したり、相談窓口を設置したりするよう努めます。
なお、避難場所運営に当たる市職員等においても、心身共に過酷な状況に置かれる状況にあり、「燃え尽き症候群」と呼ばれる症状が現れることがあるため、留意します。
- (3) 避難場所は、心身のダメージを受けた被災者が、長期間にわたり同一施設内での共同生活を余儀なくされることから、健康を害しやすく、また感染症や食中毒が発生し流行するおそれが高まりますので、衛生面での管理に特に留意します。

1 0 衛生環境の提供

(1) トイレ機能の確保

- ① 避難場所生活にとっての重要課題の一つである衛生的なトイレ機能の早期の確保に努めます。
- ② 既設水洗トイレを可能な限り長く使用するため、洗浄用水を確保し、トイレットペーパーはトイレに流さず黒いポリ袋等に捨てるようにします。また、清掃・消毒の励行といったルールの徹底を図ります。
- ③ 避難者が多人数である場合は、仮設トイレを早期に確保します。併せて、消毒液、トイレットペーパー、清掃用具等についても確保します。

(2) ごみ処理体制の整備

避難場所が生活の場として機能するにつれて、大量のごみが発生しますので、速やかに衛生的なごみ処理体制を整備します。

生活ごみや被災ごみを集積できる場所を確保し、ごみの分別収集を徹底します。特に、カセットボンベ、薬品等の危険物の分別について注意を呼び掛けます。

(3) 入浴環境の確保

- ① 入浴は、衛生上重要であるだけでなく、心身のリフレッシュに効果的であり、長引く避難場所生活における健康維持のために必要なもので、仮設の浴場・シャワー施設等、避難者の入浴環境の確保に努めます。
- ② 知人・友人ほか民家の協力が得られる場合は、もらい湯を奨励します。また、近隣に入浴可能な避難場所がある場合は、周知し利用を呼び掛けます。

(4) 食品衛生対策

食品の保管、食事の配送、炊き出し等を行う場合においては、消毒液を配布し、手洗いの励行を徹底する等、食品衛生対策に十分留意します。また、夏季においては、早期に冷蔵保管庫等の整備を行う必要があります。

1 1 地域の防災拠点機能の確保

(1) 在宅被災者への対応

避難場所は、「地域の防災拠点」として、在宅被災者に対しても、水・食糧・生活物資の提供、健康の確保、衛生的な環境の提供、情報の提供等のサービスを公平に受けられるよう配慮します。なお、在宅被災者への効率的な支援のため、自治会長等に取りまとめ役を依頼します。

(2) 帰宅困難者への対応

大規模災害により交通機関が不通となった場合は、帰宅困難者が大量に発生することが想定されます。帰宅困難者への対応は、原則として通勤・通学等の目的地である事業者等が責任を持って行うべきものですが、市においてもこれらの者を緊急避難的に保護する必要があります。

1.2 女性の視点も取り入れた避難場所の運営

避難場所のコミュニティの運営にあたっては、男性中心となりがちですが、避難場所運営委員会等への女性の参画を必ず求め、女性の視点も取り入れた避難場所運営に努めることにより、男女双方で対策を進めることとします。

- (1) 女性専用の物干場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、女性専門の相談窓口の設置、トイレの安全の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めます。また、女性に偏りがちな避難場所での清掃、調理等の作業を全員で共同して行う等の配慮が必要です。
- (2) 災害後は暴力や虐待が増える傾向にあることや、性暴力が起こり得ることを踏まえ、女性と子どもの安全対策を十分に検討しておく必要があります。

1.3 要配慮者対策の実施

介助が必要な高齢者や障がい者、傷病人、乳幼児、妊産婦、遺児、負傷者等の要配慮者については、心身の状態によっては避難場所の生活に順応することが困難な場合も想定されることから、よりきめ細やかな対応が必要となります。また、避難場所運営の安定のためにも、要配慮者に対して特別の配慮が必要な事情について、避難者に周知し、理解を求めることが大切となります。

- (1) 避難者の名簿登録の際は、要配慮者の把握に努め、必要な支援内容について丁寧に聴取し、適切な要配慮者対策につなげます。なお、聴取に当たっては、相手の状況に応じて、女性職員や保健・福祉部門の相談員が対応するよう努めます。
- (2) 要配慮者への聴取の結果、緊急に必要とする物資・器材が判明した場合は、直ちに市災害対策本部と連絡・調整を行い、確保に努めます。
- (3) 要配慮者の生活場所として、冷暖房設備が整った施設の確保に努めますが、確保できない場合は、要配慮者の状況に配慮し、介護ができる、車椅子が利用できる、トイレが利用しやすい等の視点からスペースを確保する必要があります。

- (4) 視覚障がい者や聴覚障がい者に対しては、音声、文字、手話等の方法により必要な情報がきちんと伝達できるよう特に配慮することが必要です。
- (5) 避難場所での対応が困難な要配慮者は、市災害対策本部と連絡・調整し、福祉避難所への輸送を行います。
- (6) 要配慮者が必要とする物資・器材は多種多様であり、市が備蓄することは困難なため、要配慮者自身や家族が平素から予備を用意し、避難の際は、持参するよう求めます。

○要配慮者に必要な配慮の例

区 分	主な特性	配慮の例
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚や聴覚、嗅覚等の感覚が敏感 ・泣く、笑うなどの表情変化や体の動き、喃語により自分の欲求を表現 	育児室・授乳場所の確保、ミルク・ミルク用の湯、離乳食、哺乳瓶、おむつ、沐浴器、おむつ回収袋
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・免疫力の低下や貧血になりやすい ・女性ホルモンのバランスが大きく変化することで感情の起伏が激しくなる傾向 	十分な栄養確保、居室の温度調節
介護が必要な高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活動作に介助が必要 ・認知機能の低下し、見守り等も必要 	おむつ、おむつ交換の場所、ポータブルトイレ、ホームヘルパー、車椅子、医薬品
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体の機能の一部もしくは全部に障害あり ・日常生活動作が困難 	車椅子及び移動通路
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・全盲 ・弱視 ・視野狭窄 	杖、拡声器、点字器、拡大文字、トイレまでのガイドロープ
聴覚・言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・伝音難聴 ・感音難聴 ・混合難聴（伝音難聴と感音難聴の両方を併せ持つ） 	回覧板、掲示板、手話通訳、要約筆記

難病患者	・全身的な疲労や倦怠感、痛みなどの「全身的な体調の崩れやすさ」が発生	医薬品、医療器具、治療スペース、介助者
人工肛門、人工膀胱造設者	・ストーマ用装具を定期的な交換 ・接種する食品によって便の排出が滞る「フードブロック」が起こりやすい	ストーマ用装具（蓄便・尿袋）、装具の交換場所及び廃棄ボックス
人工透析患者	・腎不全で腎臓の機能が低下	透析が可能な医療機関への移送
外国人	・言語の違い ・食文化や宗教の違い	通訳、翻訳、宗教、慣習

1.4 災害関連死等の防止

阪神・淡路大震災では高齢化を反映し、災害関連死の存在が明らかになりました。また、新潟中越地震では、車中死がクローズアップされました。こうした災害関連死は、過酷な避難生活で特にストレスを受けやすい高齢者や障がい者など要配慮者に多く発生しています。このため、避難場所においては、特に要配慮者に対するフォローが必要となります。

- (1) 車中で寝泊まりすることの背景には、物理的理由のほか、避難場所生活になじめない、孤立している等の理由があることから、声かけの励行等、避難者相互のコミュニケーションを図るよう努めます。
- (2) 車中での寝泊りや窮屈な避難場所で長時間同じ体勢で過ごすことは、エコノミークラス症候群等につながるおそれがあることから、適宜軽い運動の機会をつくり、水分の補給を促す等の取組を行います。
- (3) 避難者のストレスを緩和させるため、ある程度落ち着いた段階で、子どもに遊びを提供する等、娯楽の機会の創出についても検討します。

1.5 感染症対策

避難場所等の密集した環境下では、感染症が拡大する可能性があるため、感染症対策の徹底や避難者等の健康管理に留意し、十分な対策をとる必要があります。

(1) 避難場所における感染症対策

① 避難場所開設時

- 避難場所等の入り口に検温・体調確認の場所を設置する。
- 出入口、トイレ周辺、食事場所等にアルコール消毒液を設置する。
- 避難中に感染の疑いがある人が出た場合に備え、専用スペースを確保する。
- 避難者向けの案内表示（手指の消毒や咳エチケット等の避難場所等における感染症予防のポスター等）を設置する。

② 運営スタッフの服装

- 受付担当者は、マスクの着用と手指のアルコール消毒を行う。
- トイレやおう吐物など、汚れた場所を掃除するときは、マスク、使い捨て手袋を着用する。

③ 受付の設営

- 避難者にアルコール消毒、マスク着用の声かけ、体調確認、検温を行う。
- 健康チェックで問題がない場合でも、3密（密閉・密集・密接）の回避、手洗い、アルコール消毒、マスクの着用を守るよう注意喚起する。

④ 居住区域

- 居住区では、個人（又は家族）ごとに2m程度の距離を確保する。
- 必要に応じて間仕切りやパーテーションなどを用いて区分けする。
- 定期的に窓及びドアを開け、十分な換気を行う。

(2) 避難者の健康管理

- ① 避難者が避難場所に到着した時点で検温や体調の聞き取りを行うなど、健康状態の確認を行う。併せて、避難場所運営スタッフにも同様の確認を行う。

※資料10「健康状態チェックリスト」を適宜利用する。

- ② 健康状態の確認の結果、発熱等がある者、感染症の疑いがある者は医療機関の受診を促し、時間等の理由で受診が無理な場合は専用のスペースに隔離する。

- ③ 避難者及び避難場所運営スタッフの健康状態の確認は定期的（1日2回（朝・夕）程度）に行う。

※資料11「避難者健康チェックシート」を適宜利用する。

- ④ 高齢者・基礎疾患を有する者は重症化するリスクが高いため、保健師等を派遣して健康状態の確認を徹底する。（基礎疾患等の個人情報の取扱いには十分留意する。）

(3) 発熱者等の対応

- ① 発熱者等で同じ兆候・症状のある者を同室にしないよう努める。やむを得ず同室にする場合は、パーテーション、ビニールシート及び段ボール等で区切るなど工夫する。
- ② 発熱者等が出た場合、症状等を医師に連絡・相談し、必要に応じて診察を受けさせる。
- ③ 発熱者等の処遇は、医師の判断に従う。
- ④ 発熱者等の専用スペース等には、隔離した避難者の見守り、清掃の実施、食事の供給等を行うための特別なスタッフ配置をする。当該スタッフには手袋・マスク、フェイスシールド等の防護具を着用させる。
- ⑤ 発熱者等の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

1.6 避難場所の統廃合・撤収

- (1) 避難場所は「ライフラインの復旧、流通の回復、住まいの確保」ができた段階で撤収又は統廃合する方針であることを避難者に前もって周知し、避難者の自立を促します。
- (2) ライフラインの復旧等により避難者の帰宅が始まり、避難場所内の過密状態が解消された場合は、避難場所内の避難スペースの集約、地域ごとの避難場所の統廃合を進めます。避難場所の統廃合により多数の避難者の移動が必要な場合は、市災害対策本部と連絡調整し、ボランティアの協力を得て荷物の運搬等の支援を行います。
- (3) 避難者の個別の事情を把握しながら相談に応じ、心のケアを行うとともに、被災者対策や福祉施策を丁寧に説明し、生活再建等の自立を支援します。

第4章 地域住民等自主運営組織による避難場所の運営

1 避難場所運営委員会の役割

避難場所生活が長期化することが見込まれる場合は、地域住民が避難場所運営に関わることが避難場所の円滑な運営のために必要となります。避難場所が避難者にとって秩序のある生活拠点として機能するよう、できるだけ早期に地域住民（避難者）による本格的な避難場所運営委員会を設置し、避難場所の自主運営体制の確立を図ります。

避難場所運営委員会は、避難場所運営の意思決定機関として、市災害対策本部との連絡・調整、共同生活上のルール決定、意見・要望の調整等、避難場所運営における様々な課題に対応します。

なお、女性の積極的な参画を促進し、広く男女双方のニーズが反映されるよう留意し、円滑な避難場所運営を行う必要があります。

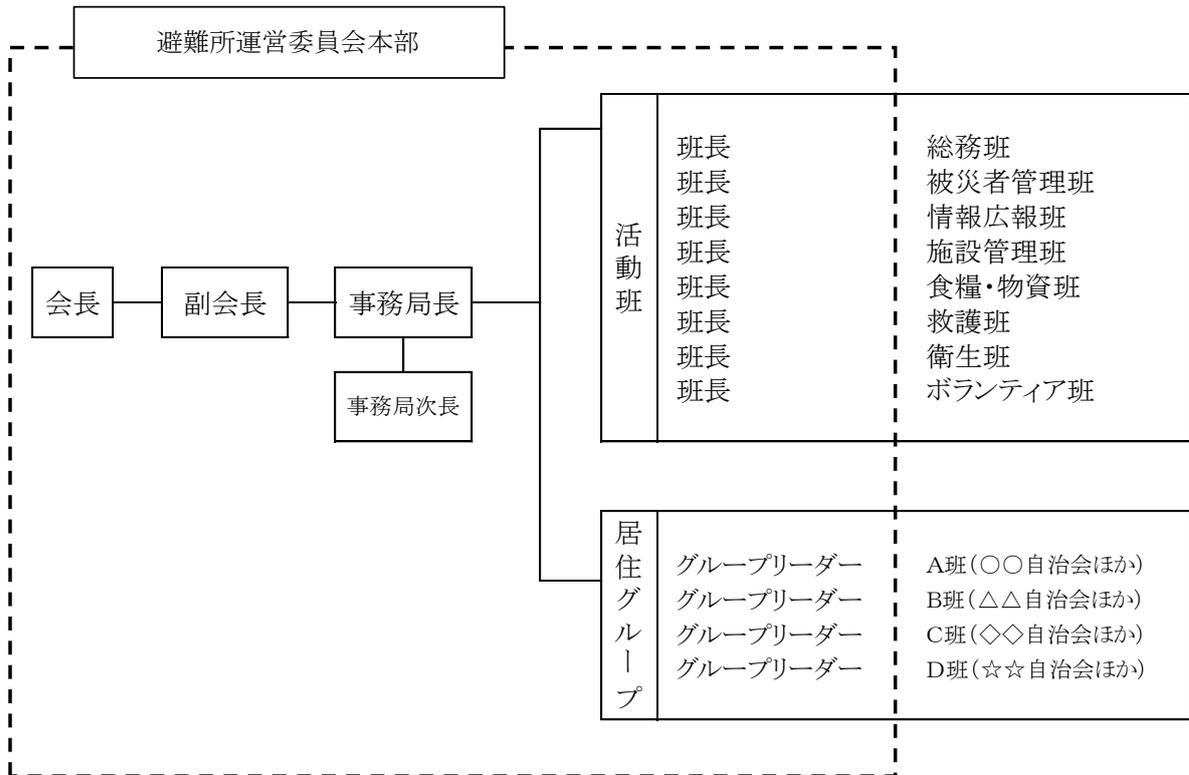
2 避難場所運営委員会の組織構成

避難場所運営委員会の構成員は、次に掲げる者を中心とします。

- ① 自治会・自主防災組織の代表者
- ② 民生委員等要配慮者の支援者の代表者
- ③ 防災士
- ④ 市職員
- ⑤ 施設管理者
- ⑥ 地域のボランティア団体、地元企業等の代表者

《避難場所運営委員会本部組織の構成例》

- 会 長 : 運営委員会を代表し、会の業務を総括します。自治会・自主防災組織等の代表者による互選により選出します。
- 副会長 : 会長を補佐し、必要に応じてその職務を代行します。
- 事務局長 : 事務局を総括し、運営委員会の総務等を行います。
- 事務局次長 : 事務局長を補佐し、会計等を担当します。
- 各活動班長 : 班を総括します。総務班、被災者管理班、情報広報班、施設管理班、食糧・物資班、救護班、衛生班、ボランティア班 等



3 避難場所運営委員会の設置時期

(1) 事前避難のために開設する場合

事前避難のために開設する場合や災害が小規模で一過性の場合は、避難者も少なく、短期間で閉鎖となる見込みなので、特に支障がなければ避難場所管理責任者ほかの市職員及び施設管理者が避難場所の開設・運営を行うこととし、避難場所運営委員会の設置は必要ありません。

(2) 災害の規模が大きい場合

災害の規模が大きく、避難場所生活が2日以上に渡る可能性が高い場合は、できるだけ早い時期での避難場所運営委員会の設置に努めます。

ただし、大規模災害の発生により大量の避難者が発生した場合は、当初の混乱が大きいことから、初動期の段階で、避難者の中から自治会長等の地域の代表者の方に協力をお願いし、応急対応のための仮の避難場所運営委員会を設置します。

その後、2日目以降のできるだけ早い時期に、本格的な運営委員会を設置するよう努めます。

4 避難場所管理責任者等の出動準備

(1) 開設指示の伝達

避難場所開設の指示は市長が社会福祉課を通して避難場所管理責任者等の各指定職員に伝達します。

(2) 出動準備

避難場所管理責任者等は、避難場所開設の指示を受けた場合は、避難場所の他の担当職員と連絡を取り合いながら、開設予定時間に合わせて直ちに出動準備に取り掛かります。出動の際は、避難場所の鍵を持参します。避難場所の鍵は、社会福祉課が保管しています。

5 事前避難のために開設する場合の開設要領

(1) 避難場所の開設準備

① 建物及び周辺的安全確認

事前避難のために開設する場合であっても、想定外の災害が発生している場合がありますので、建物の外観を点検し、異常がないかどうか確認します。また、道路の状況や土砂崩れや火災の有無等、周辺の状況についても確認します。

② 避難場所備品等の確認

ア 事務用品

避難場所管理責任者の手引き、避難場所状況報告書【初動期用】及び【第報】避難者調査表、避難者カード、筆記具

イ 通信用備品

携帯電話、携帯型無線機（IP無線）、ファックス

ウ 防災・救援備品

救急箱セット、災害救助用毛布、防災用救助工具箱、発電機・ポータブル発電機

エ その他の備品

ラジオ、懐中電灯

オ 食糧

水（ペットボトル 500ml）、クラッカー

③ 避難場所設備等の確認

電話、パソコン、電気設備、水道設備、空調設備、トイレ設備等、避難場所運営に必要な設備が正常に使用できるかどうか確認します。

④ 受付の設置

避難場所の玄関に受付であることを表示し、机と椅子を配置し設置します。

⑤ 避難場所看板設置

避難場所の玄関に避難場所であることを表示する看板を設置します。

(2) 避難場所運営の開始

① 市災害対策本部への報告（初動期の第1報）

避難場所を開設した場合は、避難者数・世帯数、周辺状況、緊急を要する事項等を取りまとめ「避難場所状況報告書【初動期用】」（資料1）を作成し、ファックスにより市災害対策本部に第1報（参集後）の報告を行います。報告は情報の錯綜を防ぐため原則書面で行いますが、ファックスが使用できない場合は、防災用無線又は携帯電話を使用し口頭により報告を行います。

② 避難者受入れ及び避難者情報の把握

ア 避難者の受入れ準備が完了した場合は、避難場所の受入れを開始します。

イ 避難者が入所する際は、受付で避難者の代表者の氏名及び避難人数を確認し、避難者調査表（資料3）に記入します。併せて、避難者の代表者に避難者カード（資料4・5）を手渡し、記入を求めます。

ウ 大量の避難者が集中して入所してきた場合は、次の「大規模災害発生時の避難場所開設・運営要領」に従い対応を行います。

③ 市災害対策本部への報告（初動期の第2報以降）

市災害対策本部に第1報を報告した後は、3時間後に第2報、6時間後に第3報を行うことを基本としますが、避難者の状況や市災害対策本部の指示に従い随時必要な報告を行います。

6 大規模災害発生時の避難場所開設・運営要領

初 動 期

初動期とは、災害発生直後の混乱状態の中で、避難場所を開設し、運営するために必要な業務を行う時期であり、災害発生から一両日程度の期間となります。

なお、事前避難のために開設する場合は、開設の指示を受けてから一両日程度の期間となります。

(1) 避難場所の開設準備

初動期においては、避難場所に集まった自治会・自主防災組織等の役員を中心として、応急的な仮の避難場所運営委員会を設置し、準備に取り掛かります。なお、事前避難のために開設する場合は、避難場所管理責任者が中心となり、施設管理者の協力を得て、必要な準備に取り掛かります。具体的には、次の対応を早急に行います。

① 開設方針の確認

市災害対策本部から開設指示が出ているか等の開設方針を確認します。

② 開設準備への協力要請

避難者に対して、当面の開設・運営に向けた協力を呼びかけます。

③ 施設の安全確認と避難者の安全確保

避難場所を開設する前に、建物やガス、電気設備等、避難場所の施設が危険でないか点検を行います。点検は、避難場所施設被害状況チェックシート（資料6）を活用して行います。避難者に対しては、施設の安全が確認されるまで駐車場、グラウンド等で待機するよう呼びかけます。

点検の結果、室内の片付けやガラス片の清掃等の措置を講じれば使用可能と判断される場合は、避難者の協力を求めながら、片付けや清掃を行います。

④ 避難場所備品等の確認

事務用品、通信用備品、防災・救援備品、その他の備品、食糧等の確認を行います。

（事前避難のために開設する場合の開設要領を参照）

⑤ 避難場所設備等の確認

電話、パソコン、電気設備、水道設備、空調設備、トイレ設備等、避難場所運営に必要な設備が正常に使用できるかどうか確認します。

⑥ 避難場所利用範囲等の確認

避難場所施設・敷地の平面図を参考にしながら、避難場所として利用できる範囲を確認します。

⑦ 受付の設置

避難場所の玄関に受付であることを表示し、机と椅子を配置し設置します。

⑧ 避難場所看板設置

避難場所の玄関に避難場所であることを明示する看板を設置します。

(2) 避難場所運営の開始

① 避難者受入れ

ア 避難場所施設の安全が確認され、避難場所の開設準備が整い次第、避難者の受入れを開始し、施設内へ誘導します。

イ 避難者を受け入れるスペースが足りない場合は、子ども、妊産婦、負傷者、障がい者等の要配慮者を優先して受け入れます。

② 避難者の受付及び情報の把握

ア 避難者の受入れの際は、受付で避難者の代表者の氏名及び避難人数を確認し、避難者調査表（資料3）に記入します。併せて、避難者の代表者に避難者カード（資料4）を手渡し、記入を求めます。なお、避難者が大量で、一時に集中し、受付での対応が困難な場合は、混乱を避けるため避難者カードは施設内に入所後に記入する要領として構いませんが、できるだけ迅速に回収するよう努めます。

イ 避難者情報の把握の際は、避難場所運営のリーダーとなれる人材の情報、要配慮者の情報、及び医師、看護師等、医療・福祉関係の有資格者の情報把握に努め、その後の避難場所運営の安定に活用します。

③ 避難スペースの通路等の確保

避難生活の動線を確保し混乱を防止するため、通路等の共用スペースを速やかに確保します。具体的には養生テープ等によりラインを引き、ロープ、貼り紙等により表示します。体育館のような広いスペースでは、田の字をイメージして通路を確保します。

④ 居住グループの編成

避難場所における生活や活動を円滑に行うため、自治会等の住民組織や地域を考慮し、居住グループの編成を行います。居住グループは、避難者の数にもよりますが、1グループ10～20世帯、40名以内を目安にして構成します。なお、避難者が少ないときは家族単位とします。また、帰宅困難者等の避難者はまとめて居住グループを編成します。

(3) 市災害対策本部への報告（初動期第1報～）

避難場所を開設した場合は、避難者数・世帯数、周辺状況、緊急を要する事項等を取りまとめ「避難場所状況報告書【初動期用】」（資料1）を作成し、ファックスにより市災害対策本部に第1報（参集後）の報告を行います。ファックスが使用できない場合は、防災用無線又は携帯電話を使用し口頭により報告を行います。

第1報の後は、3時間後に第2報、6時間後に第3報を行うことを基本としますが、避難場所の状況や市災害対策本部の指示に従い随時必要な報告を行います。

(4) 地域住民への周知・広報

避難場所が設置されたことを地域の住民に周知、広報します。

展 開 期

展開期とは、災害発生後2日目から約3週間程度までの期間であり、避難者にとっては避難場所での仕組みや規則に従った日常性を確立する時期となります。

(5) 市災害対策本部への報告（2日目～）

2日目以降は、「避難場所状況報告書【第 報】」（資料2）により、毎日10時、15時、20時の3回定時報告を行うことを基本としますが、避難場所の状況や市災害対策本部の指示に従い随時必要な報告を行います。

(6) 避難場所運営委員会の設置

① 避難場所生活の長期化が見込まれる場合は、できるだけ早期に本格的な避難場所運営委員会を設置するよう努めます。災害発生直後の混乱状態が落ち着いてきたら、避難場所管理責任者及び自治会長等の地域の代表者を中心として、

本格的な運営体制づくりに取りかかります。

- ② 避難場所運営委員会の会長は、自治会長ほかの自治会役員、自主防災組織の代表者、防災士等を中心として、互選により選出し、避難者の総意で決定することを基本とします。また、委員会の役員の選出に当たっては、女性や高齢者等様々な避難者の意見が反映できるよう配慮します。

(7) 避難場所運営会議の開催

- ① 避難場所運営を円滑に進めるため、避難場所運営会議は毎日時間を定めて、当初の段階では朝夕の2回、運営が落ち着いてきた段階では1回、避難場所の閉鎖まで継続して開催します。
- ② 避難場所運営会議では、避難場所生活のルールの取り決めほか、避難生活における様々な課題への対応、市災害対策本部との連絡調整等について協議、決定し、避難場所運営の円滑化を図ります。

(8) 避難場所生活のルールの決定及び周知

初動期の避難場所運営会議においては、食事時間、消灯時間、ごみ処理の方法、トイレの使い方等、共同生活における基本的なルールを早急に取り決め、掲示板への掲載及び「避難場所生活の心得」(資料8を参考にして作成)を配付し、避難者への周知徹底を図ります。

(9) 居住グループの整備

① グループリーダーの選出

居住グループごとに、互選によりグループリーダーを選出します。リーダーは、グループの取りまとめ役として、グループ内の意見を集約し避難場所運営会議へ出席します。リーダーは、過度な負担とならないよう交代制としても構いません。

② サブリーダー及び各活動班員の選出

グループリーダーを中心として、サブリーダーと各活動班員の選出を行います。活動班員は、交替制とするなど個人に負担が偏らないように配慮することが必要です。

③ グループ内の人員の管理

グループリーダーは、グループ内の人員の管理を行います。また、外泊者が

いる場合は、外泊期間、外泊先等を把握し、被災者管理班に報告します。

④ 作業の実施

公共的スペースの清掃、炊き出し、生活用水の確保などの作業は当番制で行います。作業は、できるだけ全員の共同で行うものとし、女性に偏ることがないよう十分配慮します。

(10) 各活動班の設置及び活動の開始

避難場所内で発生する様々な作業を円滑に行うため、また課題を解決するため、各居住グループより選出された班員を構成員として活動班を設置します。各活動班には、班長を置き、班活動を総括するものとします。なお、班の編成は、避難場所運営の状況に応じて、適宜決定します。

《活動班の編成例》

- ・ 総務班
- ・ 被災者管理班
- ・ 情報広報班
- ・ 施設管理班
- ・ 食糧・物資班
- ・ 救護班
- ・ 衛生班
- ・ ボランティア班 等

(11) 避難場所内での場所の移動

避難者の増減など、状況の変化により、避難場所内の避難場所の移動が必要な場合は、避難者の了解を得て、部屋の統廃合など避難場所の移動を行います。なお、避難者に混乱が生じないように、避難場所開設直後から、避難場所内で場所の移動があることを周知しておくことも必要です。

安定期

安定期とは、災害発生後3週間目以降の期間であり、毎日の生活に落ち着きがありますが、避難場所生活の長期化に伴って被災者の心身の疲労が蓄積する時期でもあり、また、被災者の多様化するニーズに対して、柔軟な対応が必要となる時期です。

(12) 各活動班の再編成

避難者の減少により、避難場所の規模が縮小するなど、状況の変化があった場合は、適宜、班員の交代や、班の再編成を行います。また、人数等に応じて、活動班の集約等を行います。

(13) 避難場所内での場所の移動

避難者の減少や学校の再開など、状況の変化があった場合には、避難者の了解を得て、部屋の統廃合など避難場所の移動を行います。

(14) 避難場所の閉鎖に向けて準備

避難場所の閉鎖について円滑に避難者の理解が得られるよう、内外の情勢の変化や公的支援の内容について情報提供しながら準備を行います。

また、避難者に対してアンケート調査等を実施し、今後の住居確保の見込みや生活安定のための課題を把握し、避難者が適切な支援を受けることができるよう調整を行います。

撤 収 期

撤収期とは、周辺のライフライン機能の回復等、被災者にとっては本来の生活が再開可能となり、避難場所生活の必要性がなくなる時期であり、避難者の生活再建、及び避難場所施設が本来業務を再開するための対応が必要な時期です。

(15) 避難場所の閉鎖の決定

避難場所の閉鎖について避難者運営委員会での合意形成を図ったうえで、市災害対策本部と協議し、避難場所の閉鎖を決定します。

(16) 避難場所の撤収

避難場所運営に関する記録、避難者カード等の整理等、避難場所運營業務の残務整理を行い、市災害対策本部に引き継ぎます。また、施設の本来の業務の再開に支障のないよう使用した器具・備品等は元の場所に戻し、ごみ等の片付け、清掃を行い、避難場所を撤収します。避難場所の撤収の際には、施設管理者の立会いを求め、施設内の確認を行うことも必要です。

7 各活動班の役割

(1) 総務班の役割

① 避難場所運営委員会の事務局

避難場所運営委員会の事務局として委員会が機能するよう準備・調整を行います。

② 市災害対策本部との調整

市災害対策本部との連絡調整を行う窓口となり、連絡調整事項の把握及び整理を行います。連絡調整事項については、避難場所運営会議での協議を前提としますが、急を要する場合は、あらかじめ各活動班の班長と協議した上で調整し、運営会議で事後報告する等、円滑かつ迅速な対応に努めます。

③ 避難場所レイアウトの設定・変更

ア 避難者が共同生活を円滑に行えるよう、避難状況等に応じた避難場所レイアウトの設定・変更を行います。

イ 避難場所生活の長期化が見込まれる場合は、できるだけ早い段階から女性ほか要配慮者の視点に立った配慮(更衣室、授乳室等)を行うよう努めます。

ウ 学校施設の場合は、主に体育館施設を居住スペースとして使用しますが、教室、保健室等の施設を使用する場合は、教育活動の再開をふまえ、施設管理者と協議した上で使用します。

エ 避難場所運営が当初の混乱からひと段落してきた場合は、談話室、子どもの学習部屋、食堂等、避難場所生活に潤いを与える空間の設置に努めます。

④ 防災資機材等の確保

救出・救護に必要な資機材を確保するとともに、必要に応じて貸出しを行います。

⑤ 避難場所情報の記録

避難場所運営委員会の議事録ほか避難場所内の情報を一元管理し、円滑な避難場所運営の基礎資料として活用します。また、後日の参考とするため、避難場所生活の状況や周辺の被災状況について、写真データでの収集に努めます。

⑥ 避難場所生活相談窓口の設置

避難場所内において、避難者の要望・苦情等を円滑に処理するため、避難場所生活相談窓口を設置します。また、女性特有の不安や悩みに対応するため女性相談窓口を併せて設置するよう努めます。

⑦ 在宅被災者への対応

災害発生直後は、在宅被災者への食糧・物資などの提供も、地域の防災拠点である避難場所で行う必要があります。よって、広報活動の機会を利用し、在宅被災者に対して避難場所への申し出を呼びかけ、必要とする支援物資等の情報把握を行います。また、対応を効率的に行うため、自治会長等に地区内の取りまとめ役を依頼し、支援体制の組織化を図ります。

⑧ 報道機関等への対応

ア 報道機関からの取材の申し出や研究機関等からの調査の申し出があった場合は、市災害対策本部と連絡調整を行った上で、基本的な対応方針を避難場所運営委員会で協議し、決定します。

イ 報道機関等への対応は、責任ある対応を行うため、避難場所運営委員会会長ほかの役員が対応することが望ましい。

ウ 避難者が寝起きする居住スペースほかプライバシーの確保が必要な場所の取材・見学は、原則として禁止します。また、取材を受ける際は、取材者の身分を確認します。

(2) 被災者管理班の役割

① 避難者カード等の作成・管理

ア 避難者の受付は、初動期においては、避難場所管理責任者・担当者が行いますが、被災者管理班が組織された場合は、以後は事務を引き継ぎます。

イ 避難者を受け入れる際は、受付で、代表者の氏名及び避難人数を確認し、避難者調査表に記入します。併せて、代表者に避難者カードを手渡し、記入を求めます。避難者カードの作成は、避難場所を運営していく上で、最初に行わなければならない重要な取組となりますので、漏れのないよう、正確かつ迅速に取り組みます。

ウ 大量の避難者を受け入れた場合は、被災者の安否確認の問い合わせ等に迅速に対応するとともに、避難者の管理を適切に行うため、避難者カードの情報に基づき、避難者名簿を作成します。

エ 外泊者又は退所者については、事前に居住グループのリーダーを通して報告を受け、避難場所内の人員を管理します。

オ 避難者カードは、個人情報が含まれるため、責任者の窓口を一本化するなどして、その取扱いに細心の注意を払います。

カ 避難場所は地域の防災拠点となることから、在宅避難者等についても名簿を作成するよう努めます。

キ 避難者カード等の情報については、その後の継続的な被災者支援に活用します。

② 安否確認等の問い合わせ電話への対応

ア 大規模災害の発生直後は、安否確認等の問い合わせ電話が殺到することが予想されますが、逐一对応しては、避難場所運営の大きな支障となりますので、伝言ボックスや掲示板を利用するほか、伝令要員を確保し、該当者に伝言するものとします。混乱した時期においては、直接取り次ぐことはせず、避難者から折り返しかけ直してもらう要領とします。

イ 安否確認の問い合わせに対しては、原則、避難者カード内に回答の同意がある者についてのみ対応するものとします。

ウ 安否確認等の問い合わせの殺到による電話の錯綜を避けるため、避難者に対して、災害用伝言ダイヤル「171」を利用するよう呼びかけます。

③ 来訪者への対応

ア 被災直後は、電話のほか来訪者による問い合わせが殺到し、避難場所内に様々な人々が入り出すことが予想されますが、避難者のプライバシー確保のため、来訪者（部外者）の受付窓口を一本化するとともに、原則として居住スペースへの立入りを禁止します。

イ 来訪者がきた場合は、該当の避難者を呼び出し、談話室等で面会していただく要領とします。

ウ 被災者相互の安否確認等の場を提供するため、各自が自由に記入できる伝言板を避難場所の出入口付近に設置します。

④ 郵便物・宅配便等の取次ぎ

ア 避難者宛の郵便物等を迅速かつ確実に受取人に手渡すため、郵便物等の受け取り場所を避難場所内に確保・指定し、郵便物等が届いた場合は、対象の避難者を呼び出し、郵便配達員や宅配業者から直接避難者へ手渡すこととします。

イ 受取人不在等により避難者への手渡しが困難な場合は、郵便物等を受付で保管します。

⑤ 災害孤児への対応

災害により両親を失った災害孤児が収容された場合は、市災害対策本部を通して親族を探し、保護の依頼を行います。

(3) 情報広報班の役割

① 情報収集

避難場所運営においては、正確な情報の収集と提供が重要な業務となります。大規模災害時には、情報が錯綜しますので、いつ、どこで、だれが発した情報なのか的確に把握し、流言飛語、デマ等に十分注意します。なお、災害の発生により全ての通信手段が途絶している場合は、職員の巡回等の方法により、市災害対策本部や各避難場所との連絡手段を確保します。

ア ファックス、防災用無線、及び防災用携帯電話を活用し、市災害対策本部から発表された情報を正確に把握します。

イ テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等のあらゆるメディアから情報を収集します。

ウ 避難場所相互の情報交換に努めます。

エ 収集した情報は、被災情報、交通情報、気象情報、ライフライン復旧情報、生活関連情報等に分類・整理し、避難場所運営に役立てるとともに、掲示板を活用し、情報提供を行います。

② 情報発信

情報収集と併せて情報発信も重要な機能となります。避難場所の状況及び地域の被災状況を正確かつ迅速に市災害対策本部に発信します。情報発信は、原則として避難場所状況報告書を用いて行います。

ア 情報発信は、情報の錯綜を防止し、効率よく行うため、専任担当者を配置する等、窓口を一本化します。

イ 地域の情報拠点として、避難者だけでなく地域住民に対して、正確な情報発信に努めます。

③ 避難者等への情報伝達

正しい情報を避難者全員が共有することは非常に大切です。避難者に必要な情報を効率よく、かつ漏れのないように行き渡らせる必要があります。

ア 避難場所内での情報伝達は、原則として文字情報（張り紙など）によるものとしますが、例えば、視覚障がい者が避難している場合は、拡声器を使用するなど、要配慮者の障がい等に対応した適切な手段により、確実に伝達します。

イ 避難者や在宅被災者に市災害対策本部からの情報等を伝えるため、及び避難者に対して避難場所運営上の情報を伝えるための「伝言板」を作成し、管理します。また、避難者に対しては、毎日必ず1回以上、伝言板を確認するよう呼び掛けます。

ウ 特に重要な情報については、周知を徹底するため避難場所運営委員会で確認し、居住グループリーダーを通じて、改めて口頭で直接避難者へ伝達します。

エ 掲示板に掲載する情報は、情報広報班で受け付け、市からのお知らせ、避難場所運営委員会からのお知らせ、ライフライン復旧情報、交通情報、最新の情報等に分類し掲示します。

オ 避難者個人あての伝言・連絡については、居住グループ別に「伝言ボックス」を設け、居住グループのリーダーがこれを受け取り、グループ内の個人に手渡す要領とします。伝言の取扱いの際は、プライバシーの保護に留意します。

(4) 施設管理班の役割

① 避難場所の安全の確保

ア 余震などによる二次災害を防ぐため、施設の安全確認を定期的に行います。

イ 危険箇所を発見した場合は、直ちに立入禁止の張り紙や立入りを規制するロープを張る、バリケードを作る等により、避難者の安全確保を図ります。

ウ 地震被災建築物応急危険度判定士による施設の応急危険度判定をできるだけ早急に受けます。

エ 施設の危険箇所について、修繕が必要な場合は市災害対策本部と連絡調整し、早急に修繕を行います。

② 居住スペースのプライバシーの確保

災害発生からある程度の間は、災害の恐怖からくるストレスを発散するため、被災者同士が気軽に会話できる環境が必要ですが、避難場所生活が落ち着いてきた段階からは、世帯のプライバシーが確保できるよう配慮を行います。具体的には、パーテーションや段ボール箱を活用し、居住スペースに世帯単位で仕切りを設置します。

③ 防火・防犯対策

大規模災害発生後は、被災地の治安が悪化することも十分に考えられ、また、集団生活においては火災の危険性も増大しますので、避難者に対して防火・防犯を呼び掛け、意識啓発を行う必要があります。防火・防犯対策に係る遵守事項を避難場所の出入り口等に掲示します。

(防 火)

ア 基本的に室内は火気厳禁とします。ただし、冬季の暖房器具については生活上必要と認め、居住グループごとに火元責任者を定め、管理を徹底します。

火気を取り扱う場所には、消火バケツや消火器を必ず備え付けます。

イ 室内は禁煙とします。また受動喫煙を防止するため屋外の居住スペースに副流煙が流れ込む恐れがない位置に喫煙場所を指定します。ただし、避難場所が学校施設の場合は、敷地内での喫煙は全面禁止とします。

(防 犯)

ウ 避難者に対し、手荷物等の管理については各自で注意して行うよう促すほか、夜間に一人で出歩かないよう注意喚起が必要です。特に、トイレは夜間であっても行かざるを得ませんので、夜間は声を掛け合って、複数人で行動するよう注意を促します。

エ 受付を設置し、外来者の確認をする体制を取るとともに、受付以外の場所からは施設内に立ち入ることができないように施錠する等の立入制限を行う必要があります。夜間は、原則として表玄関以外は施錠し、部外者の立入りを監視します。

オ 性犯罪に対する不安を和らげるため、夜間の当直制度を設け、夜間パトロールを交代制で行います。

カ 不審者等の早期発見のためにも、警察と連携し、避難場所内だけでなく、周辺地域の巡回も行います。

キ 避難場所施設の環境により犯罪を誘発し又は助長することのないよう、特に被害に遭いやすい子供、高齢者、及び女性から意見を聞きながら、暗い場所への照明の増設等の環境改善に努めます。

(5) 食糧・物資班の役割

① 食糧・物資の調達

ア 被災者管理班との連絡を密に行い、避難者の人数や必要な食糧・物資を把握し、市災害対策本部へ速やかに報告し、迅速な調達に努めます。

イ 食糧については、傷病等により食事制限がある者、高齢によりやわらかい食品が必要な者等、要配慮者に配慮した食事の確保に努めます。

また、特に夏季における食糧の調達にあっては、輸送時間、保存時間等を考慮し、衛生面における十分な配慮を行う必要があります。

② 炊き出しの実施

地域交流センター、小中学校等の調理施設等が衛生的に利用でき、かつ防火対策上も支障ない場合、あるいは屋外での仮設炊事場及び調理器具を準備できる場合は、食材の確保に努め、ボランティア等の協力を得ながら、避難者全員が協力して炊き出しを行います。なお、炊き出しを行う際は、食中毒等の防止のため必ず加熱処理を行うことを原則とします。また、避難場所生活では栄養

面で偏る傾向がありますので、余裕があれば要配慮者に配慮しながら、献立を工夫します。

③ 食糧・物資の受入れ

ア 市災害対策本部等から届く食糧・物資の受入れに当たっては、大きな労力を必要とする上、発災直後は昼夜を問わず24時間体制の対応を必要とする場合があるので、当番制等によりできるだけ多くの人員を公平に集め対応します。

イ 食糧・物資の受入れ場所及び保管場所をあらかじめ確保するとともに、到着時間を把握し、効率よく搬入します。

④ 食糧・物資の管理・配付

ア 避難場所内にある食糧・物資の種類と数量を把握し、台帳を作成します。また、受入数、払出数、在庫数を把握するとともに品質状態の点検を行います。

イ 食糧については、特に消費期限や賞味期限を把握し、例えば段ボール箱の見えやすい位置に当該表示を行う等、誤使用が起きないように注意するとともに、冷暗所で保管します。なお、消費期限を過ぎたものは、適切に廃棄します。また、賞味期限については、期限を過ぎていても直ちに食べられなくなったわけではありませんが、期限内に消費するよう努めます。

ウ 物資の管理に当たっては、全員に平等に配付するもの（毛布、歯ブラシ等）、要配慮者等の特定の者が使用するもの（紙おむつ、生理用品等）、及び全員が共同で使用するもの（トイレットペーパー等）に分類します。

エ 食糧・物資は、原則として避難者へ公平に分配します。ただし、大規模災害発生直後の混乱した状況下では、食糧・物資が十分に行き届かないどころか、配給されるまでに数日以上を要することも想定されますので、避難場所に備蓄している非常食や各世帯からの持ち寄り分をふまえ、避難場所運営会議において配給する際の優先順位等のルールを定め、避難者の理解を得るよう努めます。優先順位の決定に当たっては、子ども、妊産婦、高齢者等の要配慮者を優先します。

オ 食糧・物資の配付は、混乱を避けるため、原則として居住グループのリーダーを通して行うものとします。ただし、十分な量が確保できているものや特殊なものについては、各自が自由に必要な分を取りに行く方式とすることも効率的です。

カ 物資のうち女性専用の物資（生理用品、下着等）を配付する際は、女性の担当者から直接手渡す等、個人のプライバシーに配慮します。

キ 食器は、できるだけ使い捨てのものを調達するよう努めます。使い捨て食器が十分に調達できない場合は、ラップを巻くなどして補います。また、食器を再利用する場合は、個人の専用食器として、各自が洗浄を行い、責任を持って管理を行うこととします。

⑤ 食物アレルギーに対する配慮

ア 避難者カード等により食物アレルギーのある避難者の把握に努めます。

イ 小麦、そば、卵、乳製品等、場合によっては重篤なアレルギー症状を引き起こす恐れがあるので慎重に対応する必要があります。

ウ 食糧の原材料を表示した包装紙や食材料を示した献立表を掲示する等、食物アレルギーのある避難者が安心して食事ができるよう配慮します。

(6) 救護班の役割

① 医療・介護活動

ア 避難場所内に医療・救護スペースを確保し（小中学校で可能な場合は保健室を利用）、緊急の医療救護室を設置します。

イ 避難場所内にある医薬品・医療材料の種類と数量を把握し、台帳を作成します。また、受入数、払出数、在庫数を把握するとともに品質状態の点検を行います。なお、AEDが設置されている場合は使用方法について確認しておきます。

ウ 避難者の中に医師、看護師、介護福祉士等の有資格者がいる場合は、協力を求めます。これらの有資格者がいない場合は、一般に対応が可能な範囲での治療等に努めます。

エ 緊急の治療を要する病人、負傷者及び要配慮者を把握しリストを作成し経過を確認します。

オ 病気やけがの状態が重く、避難場所内での対応が困難な場合は、災害対策本部と連絡・調整し、対応が可能な救護所、医療機関等への移送を行います。

カ 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の特別な配慮を必要とする者で、避難場所での共同生活が困難な場合は、市災害対策本部と連絡・調整し、福祉避難所への移送を行います。

② 遺体の一時的な受入れ

ア 遺体への対応は、市災害対策本部が医療救護班を組織し、遺体の処理、収容、及び一時保存を行います。やむを得ず避難場所で一時的に受け入れる事態も想定されます。従って、遺体が搬送されてきた場合は、避難場所の居住スペースとは隔離された一室を確保し、一時的に受け入れるものとし、

イ 遺体の一時的な受入れがあった場合は、直ちに市災害対策本部に連絡し、医療救護班による速やかな対応を要請します。

ウ 遺体の受け入れに際しては、遺体の氏名・年齢・性別・住所、搬送者氏名、搬送時刻、遺体のあった場所、遺族の有無・連絡先等を記録し、引き継ぎます。

(7) 衛生班の役割

① 生活水の確保

災害時に生活水を確保することは、最重要課題となりますので、労力を必要とする生活水の確保・運搬作業は、避難者全員で協力して行います。

ア 避難場所内で使用する水は、用途に応じて、明確に区別し、節水に取り組みます。用途別の生活水の使い方は次表の例を参考にして避難場所内で取り決めます。

イ 飲料用の水は、備蓄したペットボトルの水及び市の応急給水の水を使用します。

ウ 手洗い、洗顔用等に使用した排水は、トイレ用水として再利用に努めます。

《用途別の生活水の使い方の例》

	飲料・調理用	手洗い・洗顔・歯磨き用 食器洗い用	入浴・洗濯用	トイレ用
飲料水(ペットボトル)	◎	○	×	×
給水車の水	◎	◎	○	○
ろ過水	△	◎	○	○
プール・河川の水	×	×	×	◎

(凡例) ◎：最適、○：適している、△：やむを得ない場合のみ使用可、×：不適

② ごみの管理

避難場所では多くの避難者が共同生活するために、大量のごみが発生する上、大規模災害が発生した直後の混乱した状況下では、通常のごみ収集も滞ることが想定されます。このため、避難場所の衛生的な生活環境を確保するため、速やかにごみの管理に取り組みます。

ア 避難場所敷地内の屋外にごみ集積場を設置します。ごみ集積場の場所は、

ごみ収集車が進入しやすい、悪臭や騒音が避難場所生活に影響しない、直射日光が当たりにくい、屋根がある等の条件を考慮し、選定します。

イ 市指定のごみ袋を居住グループ単位に配付し、ごみの分別収集を徹底し、ごみ集積場の清潔を維持します。なお、危険物（ガラス片、ガスボンベ等）の取扱いに十分注意します。

ウ ごみ集積場が満杯となり、かつ当面のごみ収集が期待できない場合は、市災害対策本部と連絡・調整し、焼却処分を実施します。焼却処分は、できるだけ安全が確保できる近隣の空き地等に運搬し行うものとし、ダイオキシン等の有害物資を発生する恐れのあるごみは焼却処分の対象外とするよう注意します。

エ ダンボール等、居住スペースの仕切りに利用できる物資は、廃棄せず保管し、適宜再利用を行います。

③トイレ機能の確保

ライフラインが寸断され、水が自由に使用できない状況下では、トイレ機能の確保は深刻な問題となります。また、疾病予防の観点からトイレの清潔を維持することは、重要な業務となります。

ア トイレが通常どおり使用可能かどうか確認し、使用できない場合は直ちに使用を禁止し貼り紙により周知します。

イ 避難場所施設のトイレ機能が確保できない場合は、市災害対策本部と連絡調整し、仮設トイレの設置に努めます。仮設トイレは、し尿収集車が進入可能な場所で、避難者が利用しやすく、照明用の電源や清掃用の水が確保できる位置に設置します。また、要配慮者に配慮し、洋式トイレやスロープのある車椅子用トイレの確保を検討します。なお、女性や子どもが一人でも行けるような安全な場所に女性・子ども専用の仮設トイレを設置することが困難な場合には、避難者に対し、夜間は声を掛け合って、複数人で行動するよう注意を促す必要があります。

ウ 水洗機能は使用できないが排水が可能な場合は、汚物を流すためのトイレ用水と道具（柄杓、バケツ等）を確保しトイレを使用します。トイレ用水は、主に河川やプールの水を使用しますが、生活水の再利用に努めます。また、トイレットペーパーをごみ袋に廃棄する等の工夫により節水に努めます。

エ 治安上の問題から、夜間の安全な使用環境を確保するため、トイレ内及び周辺の照明の確保に努めます。

オ トイレの使用に関する注意やルールをとりまとめ、これを掲示し周知を図ります。

カ トイレには消毒液を用意し手洗いを励行するとともに、当番制によるトイレの清掃作業や定期的な消毒作業を行い、衛生的な管理に取り組みます。

キ トイレがまったく使用できない場合は、次の例を参考にして応急的に簡易トイレをつくり対応します。

- ・汚水マンホールの蓋を開けて、落下しないよう足場をつくり、周囲を仕切り板等で囲んでトイレとして使用する。
- ・敷地内外の適当な場所に穴を掘り、ビニールシート、灯油缶、又はバケツを埋め込み便層代わりとし、落下しないよう足場をつくり、周囲を囲んでトイレとして使用する。
- ・周囲に囲いをつくり、新聞紙上で用をたして、くるんでごみ袋に廃棄する方法でトイレとして使用する。

④ 清掃活動

多くの人々が共同生活を行う避難場所においては、避難者全員が、避難場所内の清掃に心がける必要があります。

ア 共有部分の掃除は、居住グループを単位として当番制をつくり、交代で清掃を実施します。

イ 居室部分の掃除は、毎日1回、清掃時間を設けて、換気と身の整理整頓を併せて実施するよう呼びかけます。

⑤ 衛生管理に関すること

不衛生になりがちな避難場所生活において、疾病の発生を予防し、避難者の健康を維持するため、衛生管理に十分に注意します。

ア 消毒液の確保に努め、これを希釈して消毒水を作り、手洗いを徹底します。

イ 避難場所での集団生活においては、風邪などの感染症がまん延しやすくなりますので、冬季においてはマスクの調達に努め、予防策を講じます。

⑥ 入浴に関すること

ア 施設内又は仮設の風呂、シャワー等の入浴施設が利用できる場合は、男女別の利用時間を定めるとともに、1回の入浴時間を制限し、避難者が平等にかつ快適に入浴の機会を得られるように配慮します。

イ 知人・友人ほか民家の協力を得られる場合は、もらい湯を奨励します。

ウ 避難場所内の入浴施設は、当番制により清掃を行います。

⑦ ペットの管理

災害の発生によりペットも生活の場を失うこととなりますが、様々な人が共同生活を行う避難場所内でペットが共存していくためには、一定のルールを設け、トラブルにならないよう十分注意する必要があります。

ア 原則として、避難場所内の居住スペースへのペットの持ち込みを禁止します。

イ ペットは、泣き声や臭気対策のため、屋外のできるだけ居住スペースから離れた屋根のある場所（余裕がある場合には室内も可）にスペースを設け、飼育者の責任において飼育するものとします。

ウ 盲導犬・介助犬等については、要配慮者の生活支援という観点から、なくてはならないものであり、ペットと同じではないことに留意します。

(8) ボランティア班の役割

避難場所の運営は自主運営が基本ですが、必要な作業のうち特に人手を多く必要とする部分に関し、ボランティアの派遣を要請する必要があります。ボランティアの派遣要請にあたっては、主たる活動内容、活動時間、必要人員等を示し、派遣を要請します。

災害ボランティアの総合的な受付・調整の窓口は、山陽小野田市社会福祉協議会が設置したボランティアセンターとなりますが、各避難場所においてもボランティアを効率よく活用するため、窓口を設ける必要があります。

① ボランティアの受付

ア 避難場所の受付に併せてボランティアの受入れ窓口を設置します。

イ ボランティアの受け入れの際は、ボランティアセンターを通して、所属、氏名、ボランティア保険の加入の有無等を確認し、必要な指示・説明を行います。

ウ ボランティアに対しては、名札や腕章を着用させ、ボランティアであることを明示し、避難者に不安を与えないよう配慮します。

② ボランティア用務の把握及び派遣要請

避難場所運営の中で、ボランティアを必要とする用務の把握に努め、避難場所運営委員会での協議を経て、避難者の自立を阻害しない範囲で依頼する用務を決定し、ボランティアセンターにボランティアの派遣を要請します。なお、男女のニーズの違いに対応するため、ボランティアの男女構成について配慮する必要があります。

(ボランティアの例)

清掃・片付け、物資の運搬、炊き出し、高齢者介護等

作業を依頼するにあたっては、所有している資格等の特性や活動期間といった事情に応じて作業内容を決定するほか、配置ボランティアの安全衛生に十分に配慮し、長時間に及ぶ作業や危険な作業は行わせないようにする必要があります。

③ 避難者によるボランティア活動

避難場所生活が落ち着いてきた段階では、避難者自身がボランティア活動に参加するよう呼びかけを行うことも必要です。